

## 令和6年度愛媛県再犯防止推進会議 結果概要

日時：令和7年1月28日（火）10：00～11：30  
場所：愛媛県自治会館 2階 会議室

### 1 開会

### 2 会長挨拶

### 3 委員紹介

18名の出席委員（代理含む）と5名の欠席委員を紹介しました。

### 4 議題

（1）第二次愛媛県再犯防止推進計画の進捗状況について

- ・計画の各指標の状況
- ・令和6年度の取組状況
- ・市町再犯防止推進計画の策定状況

（2）各機関・団体の取組について

（3）その他（意見交換）

### 5 主な意見等

〔事務局説明：第二次愛媛県再犯防止推進計画の進捗状況について（計画の各指標の状況、令和6年度の取組状況、市町再犯防止推進計画の策定状況）〕

#### 【委員】

実際に雇用している協力雇用主は、同じ企業が複数の対象者を雇用しているのか。

#### 【委員】

一概には言えないが、継続的に複数の対象者を雇用する企業と新たに雇用する企業の割合は約半々である。更生保護会の入所者を多く雇用する企業は毎年継続して雇用している。

#### 【委員】

女性はライフステージの変化が大きいことから、困難を抱える女性への支援の視点も持つてほしいと考えているが、男性と女性の再犯者率の状況はどうか。

#### 【委員】

平成26年の出所受刑者の2年以内再入率は、男性が19.0%、女性が13.5%である。いずれの性別も再犯者率が高いため再犯防止に特化した政策が必要と認識している。

#### 【委員】

女性に対する支援の話に関連して、県内の更生保護施設は男性のみを対象としているので、女性が入所できる更生保護施設も検討していただきたい。

#### 【委員】

刑法犯検挙人員における再犯者のうち高齢者の割合が増加傾向にあるとのことだが、この要因は何か考えられるものはあるか。

#### 【事務局】

高齢者は出所後の就職先が見つかりにくいなど、職場も含め人とのつながりが少ないことが要因として考えられる。

#### 【委員】

若年者への再犯防止等の効果がある程度出ていると考えられる一方で、高齢者については、認知症等の影響で窃盗を繰り返すといった再犯が防ぎにくいという点があると考えられる。

#### 【委員】

これまでの調査等の中では、高齢者の再犯率が高いのは、社会的孤立が要因の一つではないかと言われている。先ほどの説明にあったように、若年者に対しては再犯防止の効果が見られる傾向にあるが、高齢者に対する十分な対応ができているのかについては改めて効果検証を行う必要がある。高齢者の再犯率が高い要因については、今後の事務局からの説明を待つこととする。

【委員】

相談窓口紹介チラシ等を出所者等に対し配布したとのことだが、執行猶予を受けた人や警察署で釈放された人へは配布していないのか。例えば、初犯の窃盗で示談が成立し起訴猶予になり刑務所や保護観察所と関わらない人もいるため、警察署でも配布すると良いと考える。

【委員】

刑務所では、裁判終了後や労役終了後に不安を抱えているような人にも配布している。

【事務局】

刑務所、保護観察所や更生保護会のほか、保護司会の協力で県内の全保護司にも配布しているが、今後、警察署への配布も前向きに検討したい。

[その他意見等]

【委員】

地域定着支援センターでは、コーディネート業務（出所後の住居の受け入れの調整）及びフォローアップ業務（出所後福祉施設や地域で生活をする人に対する支援）の事業を実施している。帰住の受け入れ先の固定化が課題で、フォローアップ業務については、高齢者、特に生活困窮者からの相談件数も増えている。

【委員】

更生保護会の定員は20名で、現在の入所者のうち数名は高齢者や障がい者のため福祉等につないでいるところで、残りは就労している。働くことの大切さ、金銭感覚、社会のルール等の教育が重要であると考えている。更生保護女性会に協力いただき、夕食会（月に1回）やクリスマス会で一緒に食事をするなどの、ぬくもりのあるバックアップも行っている。更生保護会の協力雇用主会である寿会は約30社加盟しているが、実際に雇用しているのは5、6社程度。

【委員】

再犯防止への理解促進のため、七草粥や芋炊き等のイベントを地域住民を巻き込んで開催した。先日は洗濯機1台を更生保護会に寄付した。再犯防止に関するポストカードを同封してみかんを全国に送る活動も継続しており、500箱以上販売している。11月号の研修誌「更生保護」にも取組を掲載した。

【委員】

国の委託を受けて更生保護就労支援事業所となったほか、県からの委託も受けて各事業を行っている。協力雇用主及び関係機関との顔の見える関係づくりに取り組んでいる。更生保護会の夕食会にも参加し、元出所者で更生して雇用も継続している人にも来て話をしてもらった。対象者に更生してほしいとの思いが届かないこともあり、難しさを感じている。

【委員】

昨年5月に発生した滋賀県大津市で保護司が巻き込まれる事件の発生や、法務省の持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会において保護司制度の見直しの検討がされたが、今の保護司の現状をお聞きしたい。

【委員】

事件を受けて、保護観察所から保護司に対してアンケート調査があった。対象者と自宅で面接することへの不安の項目では、不安は感じてないという意見が多かったが、中には不安を感じているという意見もあった。

法務省の検討会において保護司の安全及び待遇の改善についても検討された。対象者のプライバシーへの配慮や、面接に時間通りに来ない人も多数いるため時間的制約がある公共施設の利用は難しいと考えている。県の公営住宅の空き部屋等を借りられれば、時間的制約もなく、プライバシーも保護された状態で、面接もできるのではないかと。

待遇面に関しては、従来通り無給で、実費弁償費の額を見直す案が答申された。

保護司のなり手不足については、新たに保護司を委嘱する際の年齢制限については従来66歳以下だったが、制限が撤廃された。満期の年齢については、最長80歳から変更はない。

全国的に更生保護センターの設置を進めるような流れになっているという話を聞いている。各更生保護団体の密な関係づくりに資するので、県内でもそのような施設ができてほしい。